

# 弘前藩における雅楽の変遷

山田 淳平

## はじめに

本稿は、弘前藩における雅楽の変遷について、その担い手に注目しながら明らかにするものである。

近世における諸藩への雅楽の普及については、西山松之助が、近世の雅楽人口の第一の基盤は武家であると指摘して以来、<sup>①</sup>雅楽受容の量的拡大という側面が注目され、三方楽人や楽器師、民間の「音楽巧者」など、様々な伝播経路が明らかにされてきた。<sup>②</sup>家元制や朝廷権威などの観点から、言わば、藩を受け手として、雅楽をめぐる求心力の問題が論じられてきているものである。しかし一方で、近世の雅楽は必ずしも齊一的に広まっていた訳ではない。例えば、佐賀藩において鍋島文庫に蔵される雅楽譜に筑紫箏との合奏を念頭に置いていると目される楽曲が検出されるなど、<sup>③</sup>藩ごとの雅楽の個性・地域性といったものもまた明らかにしていかなければならない問題と言える。個別藩の視点に立ち、藩ごとの雅楽受容の内実を問うていくことが求められているのである。そうした藩雅楽の地域性を考える素材として、本稿では弘前藩を取り上げる。

弘前藩で雅楽が行われていたことは、寛政八年（一七九六）に開校す

る藩校稽古館において奏楽が実施されていたとされることから、古くから知られている事柄であった。藩校が奏楽の場であったため、教育史の観点から雅楽に言及されているものであり、主に『日本教育史資料』所載の史料に基づいて、雅楽をめぐる学則や教科の存廃が概観されてきた。<sup>④</sup>その後、藩校関係の資料収集が進展し、「奏楽御用留」等の雅楽関係の古記録も見出され、奏楽の実態解明が相当程度可能な状況となってきた。<sup>⑤</sup>近年では、これらの史料の蓄積に基づいて、弘前藩主と雅楽との関係性や、<sup>⑥</sup>藩校で奏楽が必要とされた思想的背景などについて検討が加えられている。<sup>⑦</sup>これらの藩校の奏楽を対象とする研究は、専ら武家の雅楽受容という観点から研究が進められているものであるが、視点を転じてみると、弘前の雅楽については、平曲史や箏曲史などの芸能史研究でも言及されてきた。津軽平曲史では、弘前に平曲を伝えた楠美則徳の事蹟として雅楽の相伝についても合わせて語られるのが常であり、<sup>⑧</sup>津軽箏曲の研究でも、箏曲愛好者に雅楽を嗜む者がいたことは随所で触れられているところである。<sup>⑩</sup>また、幕末期に真宗寺院で雅楽が用いられていたことも、概説的にはあるが既に指摘されている。<sup>⑪</sup>こうした芸能史における研究成果を踏まえると、武士だけでなく多様な担い手によって

雅楽が支えられていたことが想定される。弘前の雅楽史を解明するためには、これまでに言及されている、藩校や寺社という奏楽の場や、あるいは平曲・箏曲などの他の芸能分野といった雅楽を取り巻く諸要素に広く目配りをするのが求められるものと言えよう。こうした問題意識のもと、本稿では、如何なる人々が奏楽を実現したのかという点に着目し、弘前藩における雅楽がどのように変遷していったのかを具体的に明らかにすることを試みる。

## 一、雅楽の導入

本章では、弘前藩における雅楽の導入の経過について検討する。

### (1) 津軽信政の雅楽への志向

毛内茂肅が著した「志記」(寛政二年(一七九〇)序)<sup>(12)</sup>に「妙公之晩年ニ御心ヲ入レラレテ其頃之近臣ニ命シテ三管ヲ習ハシメ玉フ」とあるように、弘前藩において雅楽との関わりが初めて検出されるのは、四代藩主津軽信政の時期である。「弘前藩庁日記」をめぐってみると、宝永六年(一七〇九)五月六日に、徳川家宣の將軍宣下祝賀のために円照寺宮の使者として出府していた南都方在京楽人辻近家(のち近寛)に対して音信をしている記事がある。<sup>(13)</sup>「藩庁日記」からは、音信以外の具体的なやりとりを知ることができないが、辻家の日記によると、五月六日に約束をした上で、<sup>(15)</sup>同月一三日には近家が藩邸に招かれている。

【史料1】 辻近家「日録」二宝永六年五月十三日条

○依兼約津軽越中守殿江午時より参上、夕飯相伴、申下刻帰宅、今日琵琶古物拝見、見事之器言語ニ難敷器也、箏・琵琶門弟之義など相談、見参稽古之事も御演説、則爰元之衆□□之噂申置也

ここで近家は、琵琶の古物を拝見した上で、箏・琵琶の門弟のことについて相談を交わしている。また、藩邸での稽古のことについても話があり、虫損により判読し得ない部分があるが、「爰元之衆」、すなわち紅葉山楽人に関する何らかの伝達が行われたようである。実際この後、七月九日には山井景豊以下の紅葉山楽人四名が藩邸において楽器を調べているのを初めとして、<sup>(16)</sup>宝永六年から翌七年にかけて度々紅葉山楽人が藩邸に参入している。<sup>(17)</sup>「藩庁日記」には、参入した楽人の名前とそれに対する接遇の内容が書かれる程度で、楽人が具体的に何を行ったのかは判然としないが、宝永七年に東儀兼伴以下八名の紅葉山楽人に対して「去年中より家来共二稽古度々御出御心入之儀被致満足候」として進物が遣わされていることから、楽人を招いた主な目的は、藩士への雅楽の稽古であったと見られる。この点、近臣に命じて三管を習わせたとする「志記」の記述と符合する。一方で、【史料1】にある「箏・琵琶門弟之義」についてであるが、これはおそらく箏・琵琶の入門について相談したものであるであろう。信政自身の入門か、藩士の入門なのかはいずれとも断じ難いが、宝永七年四月七日に、「御琴之糸」の用意が国元に命じられていることや、<sup>(19)</sup>信政が複数の弾物の雅楽器を所有していたことを勘案するならば、信政が入門したものではなからうか。信政所有とされる雅楽器と

しては、「千鳥」の銘を持つ琵琶が現存しており、附属する菊亭伊季の「千鳥琵琶記」によると、本琵琶は光孝天皇の御宇、仁和年間より伝来するものとされ、宝永三年（一七〇六）には既に信政の家蔵となっており、撥面の新調などが行われたことが知られる。<sup>(20)</sup>【史料1】で近家が拝見した「琵琶古物」とは、あるいはこの「千鳥」であったであろうか。他にも信政は、「潯陽」という琵琶や、「綾菅」と号される箏を所持しており、このうち「綾菅」については元禄八年（一六九五）に信政より四辻公韶に修覆が依頼されていることから、<sup>(21)</sup>元禄年間には既に雅楽に対する関心を有していたことが分かる。菊亭家は琵琶、四辻家は箏・和琴を家職とする公家であり、辻家を通してこれらの家に入門した可能性もあろう。宝永期の藩士たちの雅楽稽古は、このような信政の雅楽への志向のもと行われたのである。<sup>(22)</sup>

また、同時期の江戸藩邸では、二度にわたって紅葉山楽人を中心とする楽会が催されている。一度目は宝永七年四月二二日に行われた楽会であり、東儀兼伴以下七名の紅葉山楽人が出席し、巻越調として調子・賀殿・胡飲酒・迦陵頻・陵王・武徳楽、平調として五常楽・三台急・林歌・抜頭・慶徳が演奏された。<sup>(23)</sup>そして二度目は同年六月二八日に開かれた楽会であり、東儀兼伴以下八名の紅葉山楽人と、再度出府していた辻近家も参加し、舞楽を伴うものであった。<sup>(24)</sup>曲目は、平調として三台塩・五常楽・抜頭・林歌・長慶子の管絃に加えて、近家の舞により、万歳楽・陵王の舞楽が行われた。この舞楽に際しては、当番の諸藩士に対して勝手次第に見物を許すことが触れ回されるなど、かなり大々的なものであったらしい。

これらのように、信政の治世、宝永年間の一時期には、江戸の弘前藩邸において盛んに雅楽が実践されていたのである。しかし、信政は宝永七年七月に帰国後、一〇月一八日に弘前城で没しており、<sup>(25)</sup>信政を中心とした雅楽受容が、国元弘前へ如何ほど波及したのか、またその後継続して行われたのかは不明である。

## (2) 稽古館における雅楽の導入

明確に弘前での雅楽受容が確認できるのは、寛政年間である。つとに『平家音楽史』でも述べられているように、弘前の雅楽は、寛政年間に藩士楠美則徳が江戸に赴いた際に習得してきたものであった。<sup>(26)</sup>

【史料2】「前田流平曲の巻末の記」(岩見文庫)<sup>(27)</sup>

寛政の亥とし、はしめて武蔵の邸にいたり、予かふるさとも治れる御代のしるし、文化ひらけたれと、あまさかるかた国なりしかは、三管の雅楽はさらなり、平曲などの伝へのいまた及はさりしをかこち思ひつ、勤務の隙に伶家によしみてそのわさのかたはしを学ひぬれど、王事鞅掌せしにまきれ思ふさまにまなひかねて、古さとへかへりてけり、<sup>(寛政四年)</sup>同し子の年、ふた、ひ又武蔵へ出し折から、笙・箏の師にかしつき、弟なるものをして横笛をまなはしめ、あくるとし国にかへりこ、ろさしあるやからにさつけ伝へ、国学のまつりに用ひられけるこそかひある心ちしてうれしけれ

弘前の平曲の祖、楠美則徳の平家琵琶習得の経緯とともに、雅楽にも言

及されているものであり、『青森県教育史』や鈴木元子の研究など、弘前の雅楽導入について触れるものはほぼ本史料ないしは本史料を引用する諸書に依るものである。従来、弘前における雅楽の発端については、このような平曲の起源譚に基づいて叙述されてきたのであった。

それでは、これを同時代史料から追跡してみるとどうであろうか。

「弘前藩庁日記」から関係記事を抽出してみよう。まず、楠美則徳の出府については、寛政三年（一七九一）三月には勘定奉行として出府を命じられ、同年四月一五日には江戸での用向きが済んだため出立が達せられていたことが確認できる。<sup>(28)</sup>【史料2】ではこの出府の際に、「勤務の際に伶家によしみてそのわさのかたはしを学」んだとされているが、公務外の活動であるためか、「藩庁日記」にはそのような痕跡は認められない。続く寛政四年（一七九二）、則徳は再び出府するが、五月には江戸に着しており式間長屋が割り当てられている。<sup>(29)</sup>この出府時には、「藩庁日記」にも雅楽に関する記事が現れる。

【史料3】「弘前藩庁日記（江戸）」寛政四年五月十二日条

一、楠美庄司<sup>(則徳)</sup>申出候、御国許御小納戸御有合之簫舌損傷并箏篳舌御用立不申候二付、公義御楽人江修理并出来方頼合之義二付、此度私儀持参仕候、然処吹もの之義者度々手入律調無之御国元江持参仕候而者暫時吹廻り悪敷御用立不申旨御楽人多佐渡守殿被申候、依之御長屋吹試手入仕度旨申出之、伺之通申付旨申遣之

ここで則徳は、国元の御小納戸に納められている箏・箏篳の舌が損傷し

ているため、「公義御楽人」、すなわち紅葉山楽人に修理・調整を依頼しているのである。そして、紅葉山楽人の多忠行からは、吹物は度々手入れ・調律をしなければ国元での御用に立たない旨が伝えられている。

箏・箏篳が「御国許御小納戸御有合」とされているように、既に国元に雅楽器が保有されていたことが注目される。前節で見た、信政期に整えられたものとも思われるが、詳細は不明である。また、多の発言からは、今回の楽器の修覆が、国元の御用を念頭に置いたものであることが察せられる。前年とは異なり、公務によって紅葉山楽人と接触しているのである。同年七月には則徳は次のような申し出を行っている。

【史料4】「弘前藩庁日記（江戸）」寛政四年七月十七日条

一、楠美庄司<sup>(則徳)</sup>申出候、御国元御小納戸之楽器御修復并呂律調方御楽人三家江罷越与得不伝承届候而ハ容易二手二入兼候間、御用透次第罷越申度奉存候間、御定六度之外御門出入之儀被仰付被下置度奉願旨申出之、願之通申付旨申遣之、御目付江も申遣之

楽器の修覆および調え方については、楽人のもとへ出向いて確かに相伝を受けなければ容易に達成できないと見て、旅宿の例外の門出入を願っている。「御楽人三家」とあることから、三管の楽家それぞれに入門し、より本格的に伝授を受けようとしている様子が見て取れよう。これがまさに【史料2】に言うところの「箏・箏篳の師にかしつき」の内実であり、寛政四年の出府時には、楽器の修覆とともに、紅葉山楽人からの三管の技芸の相伝が行われたのである。<sup>(31)</sup>

このように、江戸で雅楽の技芸を身に着けた則徳であったが、寛政九年（一七九七）にはその雅楽に関する活動が賞され、藩から銀三枚が下し置かれている。

【史料5】「弘前藩庁日記（御国）」寛政九年三月一日条

一、於鷲之間監物申渡之覚

銀三枚

楠美莊司（則徳）

御自分儀、先年江戸表江罷登雅楽相伝致、志之族江稽古致せ候二付、此度於学校积業御用ニ相立奏楽相調候二付、目錄之通被下置之

ここにおいて則徳は、江戸で雅楽を相伝し、その上雅楽を志す藩士たちにも稽古を行い、それによって藩校の积奠（积業）での奏楽が調ったとして褒賞されているのである。ここに至って、江戸での楽器修覆・雅楽伝習の目的が、藩校における积奠での奏楽であったことが明らかとなる。藩校稽古館の開設は寛政八年（一七九六）であるが、寛政四年の雅楽伝習は、開校の事前準備の一環として実施されたものとして位置づけられよう。

次いで、弘前藩の雅楽導入に当たっては、楠美則徳と並んでもう一人注目すべき人物がいる。寛政九年に則徳と同時に、同事由によって褒賞されている間山祐真という人物である。

【史料6】「弘前藩庁日記（御国）」寛政九年三月一日条

一、於鷲之間監物申渡之覚（略）

銀貳枚

間山甚五郎（祐真）

其方儀、先年江戸表江罷登雅楽相伝致、志之族江稽古致せ候二付、此度於学校积業御用ニ相立奏楽相調候に付、目錄之通被下置之

間山祐真も則徳と同様江戸で雅楽を相伝し、それを藩士たちに伝えていたのである。祐真は和学・歌道をよくし、「津軽郡内古碑凶考」等の著書で知られている<sup>32</sup>。祐真については、京都で雅楽を学んでいた形跡が存する。三谷句仏（谷唯一）の「俗談箏話」において「此間山先生は、稽古館御取立し砌、祭主津軽永宇君に奉られて和学を司り、御物入にて京都へ登り、日野資枝卿二入門して和学を学び、猶音楽の事をも学んで一方の先生たり」とされており、上京した際に公家日野資枝に和学を学び、また雅楽を学んだことが記されているのである。この上京については、「封内事実秘苑」に記載があり、寛政一〇年（一七九八）七月二十八日に、祐真が「和学并和歌等之伝授」のために江戸・上方へ出向することが認められ、その中で「右勤番中音楽之方伝授等も有之候様」ことが命じられている<sup>34</sup>。翌寛政一一年（一七九九）には音楽伝授の謝礼金として藩から五両を拝借しており、遊学すること越年に及んだらしい。岸辺成雄・笹森建英によって、寛政一一年に祐真に授与されたという「箏譜」が紹介されており、あるいはこれが上京の際に書写されたものかもしれない<sup>36</sup>。また、「俗談箏話」によると、祐真のもとには喜多村源八から借用したという和琴があったということであり、特に弾物に通じていたものであ

ろうか。

これらのように、楠美則徳・間山祐真が江戸で雅楽を学び、【史料5・6】にあるように、それが更に藩士たちに伝えられ、積奠の奏楽が実現することとなる<sup>(38)</sup>。寛政九年二月一日に藩士兼平弁之助・野呂半次・土門八郎・間宮久蔵の四名が奏楽の御用懸に任命され<sup>(39)</sup>、二月一日には積奠の習礼の役付が触れ知らされている。

【史料7】「学校御用留」寛政九年二月十八日条

来ル廿一日於表御書院積業之御規式御習被仰出候間、別紙之面々継肩衣ニテ罷出候様、尤五ツ時揃被仰付候、此旨夫々御申通可有之候、以上

二月十八日

祝 竹内衛士・野呂登、奉礼 横寫弥太郎、替者 今兵部左衛門、大樂正 松田常蔵、小樂正 土岐惟一、賛引 葛西千之助・同 山屋長大夫、執樽 薄田多門・同 竹内甚左衛門、登歌箏兼 間山甚五郎、(祐真) 唐牛大六・同 小山内寅之介、執饌 成田定次郎・同 伊東衛門八・同 工藤弥六郎・同 高屋定介・同 杉澤市大夫・同 小山内理門・同 中田勇蔵、大鼓 都谷森甚弥、鞆鼓 吉崎小源次、鉦鼓 野呂左門、笙 笠原半蔵・同 斎藤勝弥・同 間宮官蔵、笛 館山又次郎・同 土門八郎・同 間宮久蔵、箏 兼平弁之介・同 野呂半次、以上

奏楽人として、都谷森甚弥（太鼓）、吉崎小源次（鞆鼓）、野呂左門（鉦鼓）、笠原半蔵・斎藤勝弥・間宮官蔵（笙）、館山又次郎・土門八郎・間宮久蔵（龍笛）、兼平弁之介・野呂半次（箏）の一一名の藩士が参加

している。また、間山祐真は「登歌箏兼」の担当として名前が見える。

「登歌」の内容は判然としないが、この時点で既に箏を習得していたことが分かる。なお、楠美則徳の名前はここには見られず、積奠には出役しなかったものと見られる。「藩庁日記」によると、二月二四日に習礼が行われ、二月二六日に藩主津輕寧親列席のもと積奠が挙行されている<sup>(41)</sup>。

ここまで見てきたように、弘前藩では、宝永年間に信政の志向によって江戸で雅楽実践が行われたものの、恒常的な奏演態勢が構築されるのは、寛政年間であった。江戸で楠美則徳・間山祐真が習染し、藩校における積奠を用途とし、藩士を担い手として雅楽が導入されたのである。この一連の動向からは、専ら武家の音楽として雅楽の奏演態勢が整備された様子がかげえよう。

## 二、奏楽の担い手

本章では、藩校における奏楽の担い手の変遷について明らかにし、弘前藩における雅楽実践がどのように推移していったのか検討する。

### (1) 奏楽の担い手の変遷

まず、積奠における奏楽人についての規定を確認しておく。「積奠御儀式」によると、「楽を奏する事を掌る」ことを職掌とする「楽工」は、「学官学生之内より相勤之」とされており、基本的には藩校の学生が務めるものと定められていた。藩校の学則類でも、「生徒学雅楽者、申牌

後会習、其休暇日午牌以後不禁為之」(「学規」(寛政一二年(一七九九)<sup>43</sup>)  
や、「学校中雅楽器之外、散楽等之遊芸器翫ヒ候儀、堅ク禁止仕候様、  
但雅楽器ト雖休日之外弟子ノ分ハ七時前不許之」(「行儀規」<sup>44</sup>)  
といったような規定が見られ、藩校内での雅楽の実践が念頭に置かれているよう  
である。それを踏まえて、積奠における奏楽人の実態を見ていきたいと  
ころであるが、実のところ先引の【史料7】以降、積奠における奏楽の  
実態は未詳とせねばならない。積奠自体は継続して行われていたよう  
であるが、「藩庁日記」からその次第を見出すことはできず、奏楽の有  
無すらも知ることができない。積奠が雅楽の主な用途であったと考えら  
れるものの、その具体的な奏楽の役付は、初めて積奠で奏楽が行われ  
た寛政九年(一七九七)の、しかも習礼のもの以外不明なのである。

その一方で、「藩庁日記」からは、藩主による奏楽聴聞の記事がわず  
かながら見出させる。すなわち、寛政一二年(一八〇〇)八月の菊之間  
における聴聞<sup>46</sup>、天保一四年(一八四三)閏九月の梅之間における聴聞<sup>47</sup>、  
文久二年(一八六二)六月の三ノ丸御殿における聴聞<sup>48</sup>である。これらの  
うち天保一四年と文久二年の藩主聴聞、それに加えて安政五年(一八五  
八)三月の藩校惣司による聴聞<sup>49</sup>の三例については、詳細な様子が「奏楽  
御用留」<sup>50</sup>から知られる。個々の聴聞における演奏曲目などの奏楽につ  
いての具体的な様子については武内恵美子による論考に譲ることとし、こ  
こでは奏楽人の変遷という点に焦点をあて、検討を加えていきたい。

まず、天保一四年は一代藩主津軽順承による聴聞である。兼平帯  
刀、兼平丹下、兼平弁之助、毛内有右衛門、木村才助、小山内安左衛門、  
松井武四郎、大道寺源之進、吉崎健之進、斎藤善兵衛の一〇名の藩士が

奏楽に当たっている。担当楽器については記載がない。次いで、安政五  
年の藩校惣司による聴聞については、担当楽器を含めて記録されている。  
出仕した人数は、大道寺源之進(箏・笙)、山形修助(箏・笙)、佐田平吉  
(箏・笛・鉦鼓)、館山勇三郎(箏・笙・太鼓)、小野若狭(箏・笙・鞆鼓)、  
斎藤善兵衛(箏・笙・舞)、伴勇蔵(笛)、斎藤鉄太郎(笛)、毛内平二(笙)、  
葛西祐助(笛)、斎藤長門(太鼓)の一一名であった。三管のみならず、  
箏や舞までも含まれているのが注目されよう。最後の文久二年は、一二  
代藩主津軽承昭の初入国に伴う聴聞である。奏楽人は、大行院(箏・箏  
・笙)、竹内庄八郎(笙)、小野若狭(笙・太鼓)、斎藤善兵衛(箏・笙)、  
田平吉(箏・笙・太鼓)、伴勇蔵(笛)、斎藤鉄太郎(笛)、斎藤長門(箏・  
笛・太鼓)、川越又八郎(箏・笙)、斎藤伝太夫(箏・笙)の一〇名である。  
これら三例から、近世後期の弘前藩では、一〇名程度の奏楽人により、  
三管+箏(+時に舞)という編成での奏楽が維持されていたことが見て  
取れる。

ここで注目したいのは、奏楽の担い手の内訳である。天保一四年は専  
ら藩士によって担われていた奏楽であるが、安政五年には、弘前八幡宮  
神主の小野若狭(正房)と弘前神明宮神主の斎藤長門という二名の神職  
の名前が見えるようになり、文久二年にはそれに加えて藩内の修験司頭  
を務めた大行院が奏楽人として名を連ねている<sup>52</sup>。つまり、この三例を通  
じて、藩士のみ↓藩士+神職↓藩士+神職+寺院、という奏楽の担い手  
の変遷が明らかとなるのである。よって、近世後期の弘前藩における雅  
楽実践を理解するためには、武家のみならず、寺社の動向への目配りが  
必要となつてこよう。

(2) 奏樂の担い手としての寺社

「奏樂御用留」には一ヶ所、寺社奏樂について言及している部分がある。

【史料8】「奏樂御用留」

一、奏樂之義、御趣意ニ而御開業被遊候、然ニ時勢不得止事段々衰盛ニ及候ニ付、絶伝ニ至候而者以之外、此度寺社江取懸候様演舌致し候間、学問所奏樂取扱之面々右之趣差含教授致し候様、猶又学問所ニ而も稽古有之候所、近来取懸候族も無之趣ニ付、是迄取懸候族并外望之族も文武芸道差障無之様取掛セ度候間、右之趣取扱之面々江申談候様、慶応三<sup>(A.Y.U)</sup>寅ノ三月七日

右之趣於御城山野主馬殿御演舌、小司楠美泰太郎承之

慶応二年（一八六六）三月に、山野主馬から、小司楠美泰太郎（晩翠）を通して奏樂取扱に伝達されているものであるが、ここでは、藩校の奏樂が段々衰勢に及んでおり、相伝が絶えてしまうのももつての他であるので、今回寺社へ奏樂に取り掛かるように演舌したというのである。この寺社への奏樂の通達については、弘前八幡宮神主の小野若狭正房の記録に詳細な記述がある。やや長文にわたるが左に引用する。

【史料9】「公私留記」（弘前八幡宮古文書）慶応二年三月十四日条<sup>(53)</sup>

一、去正月ノ末寺社奉行衆八藏御談ニハ、拙者儀此度御用処へ召出サレ御談ノ旨ハ、上仙院様ノ重御意アリ、当国ハ遠国ニテ雅風未開故都ノ音楽於有之ハ夷俗ノ風儀モ直リ又都辺ニ聞ユトモ夷風

ノ名カ消可申、依テ家中ノ内有志ノ者カ此音楽ヲ絶サヌ様ニシテ呉ヨトノ深御意コレアリ、依テ御家中ノ内絶ヌ様ニ致度モノナレトモ当節武芸専一ノ場合又日勤役交代役ニ成ル寸ハ有志ノ面々モ兎角廢樂ニ至ルモノナレハ追々絶ルコト有モ計カタシ、是迄学問処ニ稽古日モ立置樂人モ打寄テ稽古致ス族モ無ニハ非レトモ件ノ趣ニテハ時勢励合モ無ク然テハ件ノ御意ノ趣深ク恐入奉ルモノ也、依テ右奏樂ノ儀ハ何レ寺社へ遣ス度モノ也、若寺社へ遣ル寸ハ万代不易ナルモノ故右御意ノ趣ヲ以テ嚴重御申付致スヘキ由仰付ラレタリ、依テ此儀ヲ深ク心得急度絶ヌ様ニ致スヘシ、尤後日改テ申付ル積ナレトモ前広申合オクナリ、以来御自分ハ笙ノ家、長門ハ笛、大行院ハ箏、家ト心得子々孫々迄モ寺社教導ノ師範家同様ニ致スヘシト恩厚ニ御談被仰付ルルニ依テ難有御請申上タリ、又仰ニ御自分ハ何年以前ヨリ樂へ取掛リタルヤ、拙者申上ルニハ、私十八歳ノ時嘉永三年春齋藤長門ニ付テ先横笛ノ譜ヲ習ヒ、其年ノ四月齋藤勉齋へ入門シテ月ニ五度ノ会ヲ立テ笛ヲ習ヒ、同月学問処ノ楽館へ入門シ其時ノ樂人川越東市・兼平弁之助・齋藤善兵衛・木村才助・毛内平格・対馬仙藏・佐田平吉・豊嶋修理之助・毛内平次・齋藤西市・三浦行馬・館山光平テコサリマス、其年ノ九月笛卒業シテ暮ヨリ善兵衛ヨリ箏ヲ習ヒタリ、又鉦鼓・箏・鞆鼓ヲ習ヘリ、扱私祖母常ニ申ニハ、笙ノ音ハ至テ面白ク音モ於久良久シテ宜ケレハ箏ヲ止テ笙へ移ルヘシト申ニ依テ学校ノ利印ノ笙ヲ拝借シ兼平弁之介へ入門シタリ、然ルニ翌年三月三日祖母病死シタル故其哀ニ勝ヘス八月頃マテ廢タリ、然



レトモ即年中二笙卒業セリ、其頃惣司山野主馬殿聴聞アリ、尤当年迄ハ度々惣司ノ聴聞アリ、去（津輕承昭）御当君様御入部ノ時三ノ御丸

ニ於テ奥役ノミ御召連御出有テ御聴聞被遊タリ、其時三ノ御丸ニ於テ御湯漬御酒下置レタリ、当時奏樂取扱斎藤善兵衛・川越東

一・佐田大之丞ナリ、扱即日ノ御用ハ御側御用人中田善左右衛門殿ヨリ右取扱ヲ召出テ仰付ラレタリ、其時奏樂へ出勤ノ人数ハ笙

ハ竹内庄八郎・私・川越又八郎、篳篥ハ斎藤善兵衛・山形修助・大行院、笛ハ佐田大之丞・伴勇藤（ユウフウ）・斎藤長門・斎藤鍊太郎、又篳

篥斎藤伝大夫、右ノ面々太鼓・鉦鼓・鞆鼓・箏替（テカキ）ルノ相勤タリ、尤私ハ五常楽ノ箏、抜頭ノ鞆鼓合セタリ、其時

五曲申上タリ、相済ム処ニテ御側御用人ヲ以テ 御意ヲ下サレタリ、左ニ

国元ノ肥後時習館ノ楽ニ少モ違ヒ無シ、何レモ感心致シタリ、此ニ付テモ以後出精無怠慢致ス様ニトノ御意ニテ一統冥加至極有難

キコト也ト万歳ヲ唱ヘタリ、其ヨリ三管三鼓三弦御引上ノ上御覧遊レタリ、扱私楽ニ志テヨリ当年迄十七年ニ相成ル旨委細ニ申上

タリ

寺社奉行から小野若狭に対して、稽古館が創設された津輕寧親時代以来奏樂が維持されてきたことを述べた上で、時節柄藩校の奏樂が廃れていくことへの懸念から、奏樂については寺社へ遣わしたいという旨が伝えられているのである。ここから、藩士から寺社への切り替えが藩当局の意向によって進められていたことが明らかとなる。しかも、小野若狭を

笛、斎藤長門を笙、大行院を篳篥の家とし、子々孫々まで代々「寺社教導ノ師範家」とする、寺社による楽家制度のような仕組みまでもが企てられているのである。先行研究でも度々言及されているとおり、慶応年間には藩校での奏樂の教習が停止され、奏樂取扱の宅内での教習に変更されるなど<sup>54</sup>、奏樂の縮小傾向が指摘されているが、その反面で、このような寺社の宗教者を登用しての奏樂教導役の設定が行われているのである、この一連の動向を、単なる縮小ではなく、藩士のみによる奏樂態勢の維持が困難になる中で、宗教者を用いて奏樂制度を再構築し、安定化を図ったものと評価することも可能であろう。

また、ここで小野若狭が自身の雅楽の履歴を述べているのが興味深い。まず嘉永三年（一八五〇）に弘前神明宮の斎藤長門から横笛を習い、更に斎藤勉斎なる人物に笛を入門している。その後、今度は稽古館の楽人たちに入門し、斎藤善兵衛から篳篥・鉦鼓・箏・鞆鼓、兼平弁之助から笙を習っている。藩内の神職や藩校など、雅楽受容の多様な回路が存したことが見て取れよう。このような習樂を経て、「奏樂御用留」に見られるような、安政五年の惣司聴聞や、文久二年の藩主聴聞における藩士と寺社との合同奏演に至るのであり、そうした実態を制度化しようとしたのが、慶応二年の寺社への奏樂教導役任命であったと理解することができる。

### (3) 寺社奏樂の状況

それでは、近世後期の弘前における寺社奏樂は如何なる状況であったのであろうか。<sup>55</sup>そもそも、慶応二年の奏樂教導役任命は、寺社奏樂を主

な対象としたものであったようである。

【史料10】「公私留記」慶応二年三月十四日条

十四日、罷出タル処、寺社役中ノ談ニハ、皆様ノ儀ハ格別奏樂御上達ノ旨感心ノ事ナリ、依テ以後寺院法会へ音楽相用ル様願之通仰付ラレタリ、殊ニ最初御用処ヨリ被仰付ニハ、寺社有志ノ面々音楽稽古格別出精致ス様ニトノ被仰付レタル故、大行院、長門、若狭、右三人へ寺社中一統ノ奏樂内々取扱兼教導役被仰付ニ依テ一統精入レ稽古致サセル様ニ、尚又右ノ趣諸寺社一統へ入門致ス様ニ廻状ニテ相触レルニ依テ左様御心得致スヘシ、右ハ奉行充御談ニ御座リマス、依テ右ノ儀ヲ深御心得成ルヘシ、尚又追々奇持次第存寄モコレ有ルニ依テ左様御心得成サルヘシトノ御談ナリ、拙者、大行院、長門即座ニ御請申上タルナリ

寺社役人が言うところでは、小野若狭・大行院・斎藤長門の奏樂が上達したことにより、以後寺院法会で音楽を用いることを許し、この三名を「寺社有志ノ面々」に稽古を行うべく寺社奏樂の「取扱兼教導役」に任命し、更にその旨を寺社一統に触れ回すとしている。ここから、寺院の法会という奏樂の場や、教導役に入門する「寺社有志ノ面々」という雅樂に対する広い需要が、寺社に存していた様子がうかがえる。

弘前の寺社における雅樂実践の具体的な有り様については未だ調査が及んでいないが、寺社奏樂の状況を伝える史料として、近代の編纂物ではあるが、旧藩士内藤官八郎が編んだ「弘藩明治一統誌」がある。その

うちの一卷「人名録」に「五音師ノ部」という項目が立てられており、その中で寺院の奏樂について言及されている。

【史料11】「人名録」(『弘藩明治一統誌』<sup>57</sup>)

五音師ノ部  
一、琵琶 元御用人役 楠美太素 士族 工藤繁司  
尺八 士族 伴勇藏 僧 耕春院哲良  
琴 元ハ修験宇海光海<sup>(庭)</sup> 士族 相馬伊三郎 御用人役宅内滝子<sup>(有右衛門妻)</sup>  
笙 真宗 専徳寺 御用人免役 毛内有右衛門  
箏 同 正連寺 弘前町年寄 松山彦左衛門  
町人 金原乙弥  
太鼓 真宗 玄徳寺  
舞方 士族 斎藤善兵衛 同 川越東一 神官 斎藤少武  
笛 神官 小野衛士 〃 阿保近江 〃 清野中務  
士族 佐田大ノ丞 〃 竹内庄八郎  
各員ハ安政年間既ニ楽音ノ五声廢物ニ属セント、其際宗祖親鸞上人ノ法会ニ望ミ一般兒子舞初り是ニ加フル楽音ノ衰微ヲ嘆キ真宗ニテ再興■練熟知、以テ大法会ニ供ス<sup>文元、年ヲ</sup>、実ヲ申サハ従前ハ大二流行ナルモ天保ノ凶耕尔来漸次廢棄ノ姿ヲ見ル、明治維新ニ際シ音楽流行、為ニ再栄ヲ萌ム

なお、ここに引いた青森県立図書館から刊行されている影印本は国文学研究資料館所蔵の津軽家文書蔵本を底本とするものであるが、もう一本

が岩見文庫にも蔵されており、いささか文面が異なっている。

【史料12】「弘藩明治一統誌 人名録」(岩見文庫)<sup>(58)</sup>

五音師ノ部

- 一、琵琶 元御用人 楠美太素 士族 工藤繁司
  - 一、尺八 元御手廻 伴勇蔵 僧 耕春院良哲
  - 一、琴 士族 相馬伊三郎 元御用人有毛内瀧子  
右エ門妻 宇庭光海
  - 一、笙 真宗 専徳寺 社人 小野岩根 真宗 法源寺
  - 一、箏 真宗 正蓮寺 真宗 円明寺 僧 大円寺朝賛
  - 一、太鼓 真宗 玄徳寺 社人 山辺稲尾 士族 傍嶋吉之進
  - 一、笛 社人 小野友雄 士族 佐田大之丞 士族 竹内庄八郎
  - 一、舞 士族 齊藤善兵エ 社人 齊藤少弐 士族 上田惣蔵
- 各氏ハ三楽音五声質ハ文政ノ度大ニ行ハレシモ天保ノ凶耕ニ廢物トナリタルヲ嘆キ昔日習練スル所ヲ以テ専ラ祭祀法会積奠式ノ廢タルヲ真宗ニ於テ是ヲ興起シ再ヒ音楽社会ヲ安政五年開祖親鸞上人法会ニ当リ兒子法楽舞ヲ初ム、是ヨリシテ音楽再興盛ニナリ随テ祭祀法会等ニ決定要スル所トナリ、幸ニ明治開新以來別テ音楽ハ流行、招魂祭学校開蒔式都テノ快楽部楽ニ音楽ヲ主トスル世態トナリ再栄ヲ芽ミタルハ社会ノ鴻福ナリ

文面が相違している理由は不明であるが、いずれも、安政年間の親鸞上人の六〇〇回遠忌を契機として、浄土真宗を中心に雅楽が盛んに用いられたことが語られている。また、幕末〜明治初期における奏楽の堪能者

が列挙されており、斎藤善兵衛や竹内庄八郎といった藩校で奏楽を担っていた旧藩士の他、浄土真宗の諸寺院、弘前八幡宮の小野磐根(小野若狭正房が維新後改名したもの)等の寺社の宗教者が多く含まれている。他にも、ここには挙げられていないが、弘前神明宮の斎藤長門(維新後改名し千木)などは、安政二年(一八五五)に上京し、天王寺方在京東人東儀如雄に入門したとされており、幕末期の弘前では、寺社の僧侶や神職たちが活発に雅楽を習得する状況が出来していたのである。こうした寺社奏楽の活発化が、幕末期の藩士から寺社への奏楽の移行という現象の背景として存したことを指摘しておきたい。

さて、慶応年間に設定された奏楽の教導役であったが、間もなく明治維新を迎えることから、実際の活動は不明である。明治時代の雅楽の演奏状況をj知ることができるとして、明治一四年(一八八一)の明治天皇の弘前行在に伴う奏楽がある。<sup>(60)</sup>この際には、宇庭有吉(箏)、竹内庄八郎・小野磐根・川越又八郎・小野衛士(笙)、木村才助・宇庭光海・葛西春之進(箏)、佐田大之丞・平川棟世・神盛輔・館山淳徳(笛)、斎藤千木(太鼓)の一三名が奏楽人を務めている。<sup>(61)</sup>奏楽の規模は藩政時代とそう変わらず、このうち竹内庄八郎、川越又八郎、木村才助、佐田大之丞は稽古館で奏楽を担っていた藩士たちであり、小野磐根(若狭正房)、宇庭光海(大行院が維新後改名したもの)、斎藤千木(長門)はまさに奏楽教導役を仰せ付けられた宗教者三名である。すなわち、幕末期に形作られた、藩士+宗教者という弘前藩の演奏態勢が色濃く引き継がれているのであり、旧藩の奏楽人たちが明治維新後も雅楽の担い手として温存されていた様子が看取できるのである。

ここまで見てきたように、近世後期の弘前藩では、奏楽の担い手として寺社の存在が次第に比重を高めていっていた。これを他藩と比較してみると、寺社の宗教者が藩の奏楽を担うことはまま見受けられる。藩校での奏楽に神職を用いた藩として、岡山藩と長州藩が挙げられる<sup>(62)</sup>。特に長州藩では、文化年間以降、明倫館の積奠において、藩士と神職双方の奏楽が併存していた<sup>(63)</sup>。また、藩士と神職が合同で奏楽を行う事例として、寛政年間に伊予大洲藩の八幡神社で度々行われた舞楽奉納の事例がある<sup>(64)</sup>。岡山藩の楽人は、藩廟及び東照宮での奏楽のため、長州藩の楽人も、藩祖を祀る御霊社での奏楽のためにいずれも藩内神職が世襲楽人として編成されたものであり、それを藩校の積奠にも用いたものであった。つまり、担い手に着目すれば、藩校における儒教的な文脈での奏楽と、寺社奏楽の世界は同一平面上にあるのであり、藩における奏楽の全体像を解明するためには、双方の活動を統一的に把握していくことが肝要となるのである。

### 三、他の芸能分野とのかかわり

最後に、雅楽と他の芸能分野とのかかわりについて少し触れておきたい。ここで再び「弘藩明治一統誌」の「人名録」に目を向けてみると【史料11・12】、「五音師ノ部」には笙・箏・篳篥以下のいわゆる雅楽器だけでなく、尺八などの他の芸能分野についても同時に記載されていることが見て取れる。「琵琶」の堪能として挙げられている楠美太素は則徳の嫡孫であるが、平曲の大小秘曲を相伝し、藩主津軽順承より琵琶を下

賜される程の名手であった<sup>(65)</sup>。また、工藤繁司は則徳の直弟子であり、かつ太素の師でもある<sup>(66)</sup>。この二名の事蹟からは、ここでいう「琵琶」が平家琵琶を指すものと判断される。一方、「琴」も立項されており、相馬伊三郎・毛内瀧子・宇庭光海の三名が挙げられているが、このうち、毛内瀧子は津軽箏曲の愛好者として名前が挙げられるものであり、宇庭光海は津軽箏曲を修めるとともに、<sup>(67)</sup>前章で見たように奏楽聴聞での箏も担っていた。この「琴」の項目は津軽箏曲を指すか、あるいは箏も含まれて立項されているものであろう。すなわちこの「五音師ノ部」には、雅楽・平曲・箏曲・尺八という四つの分野が並び立っていることになる。

こうした併存状況は、「人名録」の上だけの話ではなく、実践面でも確認することができる。間山祐真・森与徳・楠美則徳の三人の追善のために松峯山大行院で開かれた管絃会がその好例である。

#### 【史料13】三谷句仏「俗談箏話」

然る故侍(津軽學親)従様御逝去のとし松峯山大行院にて今清先生兼々心組せし三先生の三先生トハ間山氏、森氏、楠美公、此三柱を祭るとて、花を作らせ三先

生の尊号を床前に懸奉り、七月朔日の大会せり。其みきり箏に心あるもの我もくんと出席す。朝の間は奏楽五曲斗あり。樂畢て箏曲はしまり二曲にて中入なり。諸人押込みて騒々しく、予も一二曲弾て末の大切には飛燕引んと兼て番組も割付て所々へ披露せしかと、各一二曲ツ、引き、或いは連引独吟等にて暮六ツまでかゝりたれば、段々人減して飛燕弾く事ならず、五六曲番組残して各退散、故につ

ひに引はつしたるなり。然るに今日鳴物御停止の触書有之候へ共、箏会の人々一人も知れる人なき故、恐多くも鳴物停止中に箏会せし也。此時御差合ノ事にて七夕祭りも止メになりし年なり。天保四年ノ年なり。扱箏会は度々ありしかと、此日ほどの大会無前後。いかんとなれば、あさ向へ披露して強飯など心配し、役者かたには三種々席毎に出して吞せたる故に、天気はよろしく楽箏琵琶も城幾・城豊兩人にて語りけるやうに思はる。此日飛燕を弾れぬやうに日暮ぬる後は今に至て森氏尊霊に手向る折なくて打過つるもいと本意なき心地せられてなん。はや三十年の星霜経て無下に此飛燕も土中に埋むへく、口をしきとも口をしきわさにそありける。当午まで廿六年。(安政五年)

この管絃会について、「俗談箏話」では天保四年(一八三三)のこととし、「亀之巻」では文政一〇年(一八二七)のこととなっており、同じ三谷句仙の著書ながら年代が一定しないが、鳴物停止中であつたことを踏まえるならば、津軽寧親が没した天保四年とすべきであろうか。注目すべきは、朝には奏樂が行われ、その後箏曲に移り、更には城幾(則徳弟子)・城豊による平家琵琶も演じられているなど、雅楽・平曲・箏曲が一堂に会していることである。ここで追善されている「三先生」のうち、間山祐真・楠美則徳が弘前に雅楽を伝えた者であることは第一章で述べたとおりであり、則徳が平曲を修めた者であつたことは言うまでもない。加えて両者は津軽箏曲を嗜む者としても知られており、もう一人の森与徳も津軽箏曲の普及に大きな役割を果たした者であつた。(66)このような管絃

会が催される背景には、まさに「三先生」がそうであつたように、これらの芸能分野の受容者・担い手が相当程度重なり合つていたことが存すると想定されよう。また、「人名録」で尺八の奏者として名前が掲げられている伴勇蔵(建之)は、津軽に錦風流尺八を広めた人物として知られるが、(70)前章で見たように藩校にあつては龍笛を奏するものであり、ここでも担い手の共通性が認められる。

ここで想起されるのが、毛内茂肅(宜応)の楽論である。茂肅はその著「志記」において、「鄭声ト正調ト少ク分タンカ為」という意図のもと、各芸能分野に評を加えているが、その中で、雅楽については「藩中ニ専ラ行ハセタキ物也」、平家琵琶については「一統ニ流行ナサセ度物也」、箏曲については「永ク藩中ニ伝ヘ度物也」と、雅楽・平曲・箏曲を藩内で推奨されるべき音楽として挙げていのである。(71)そしてその担い手は先述のような重なり合いを見せているのであり、こうした諸分野をまたぐ人々の活動は、あるいは「志記」のような楽論によつて統一的に理解し得るのではないだろうか。

これらのように、弘前藩においては、雅楽・平曲・箏曲、そして尺八が、ある程度担い手を共有しながら展開していったのである。弘前藩の雅楽を理解するためには、いわゆる雅楽のみならず、平曲や箏曲などを含めて、音楽文化全体を総体的に捉えていく必要性があるものと言えよう。

## おわりに

ここまで、弘前藩の雅楽の担い手を追跡してきた。藩校の奏楽は当初藩士のみによって担われていたが、近世後期には寺社奏楽の隆盛と相まって神職や僧侶による奏楽が広く行われるようになり、藩主による奏楽聴聞などといった機会においては、藩士と宗教者との合同奏演態勢がとられるに至った。かつて西山松之助は近世の雅楽人口の第一の基盤は武家社会、第二は寺社であると論じたが、弘前ではまさにこの双方が車の両輪となって雅楽実践が展開していったのである。そして、その奏楽の担い手たちの活動を子細に見ていくと、雅楽だけではなく、平曲や箏曲、尺八といった他の芸能分野に連なっていく者がま含まれていた。このような芸能諸分野の担い手の重なり合いは、弘前における雅楽の理解のためには、独り雅楽の世界を見ていけば済むのではなく、音楽文化全体の諸関係の中で雅楽が如何に位置づけられるかを考えていくべきことを喚起しているものと言えよう。

本稿は弘前藩の奏楽についての基礎的事実の解明に徹したものであり、楽論などの思想面と実践面との接続や、他藩との比較などは今後の課題として残しておきたい。後考を期す。

付記…本稿を成すにあたって、北原かな子氏、齋藤水貴氏、佐藤光氏、須藤弘敏氏、武井協三氏、福井敏隆氏、山寺美紀子氏、弘前市立博物館の皆様のご助力を得た。記して謝意を表する次第である。

## 註

- (1) 西山松之助『家元の研究』（校倉書房、一九五九）。
- (2) 南谷美保「江戸時代の武家と雅楽―江戸時代の雅楽を支えた一要素として―」（『四天王寺国際仏教短期大学短期大学部紀要』三六、一九九五）、小川朝子「楽人」（『近世の身分的周縁二 芸能・文化の世界』吉川弘文館、二〇〇〇）、岩淵令治「近世後期における雅楽の伝播と楽器師―「伝統」の普及と販売―」（『国立歴史民俗博物館研究報告』一九三、二〇一五）、拙稿「近世武家雅楽の普及と展開」（『日本史研究』六六六、二〇一八）等。
- (3) 馬淵卯三郎「一七世紀音楽様式論序説（一）―所謂「雅楽」の場合（i）―」（『大阪芸術大学紀要 芸術』二一、一九九八）。
- (4) 前野喜代治『青森県教育史 上』（青森県文化財保護協会、一九五七）、『弘前市史 藩政編』弘前市、一九六三、斎藤重徳「稽古館時代」（『東奥義塾創立九十五年史』東奥義塾、一九六七）、長谷川博史「江戸時代の音楽教育構想と実際―藩校における雅楽をめぐる―」（『聖徳大学紀要』一二、一九七九）。
- (5) 『新編弘前市史 資料編三（近世二）』（弘前市企画部企画課、二〇〇〇）。
- (6) 武内恵美子「史料紹介 奏楽御用留（弘前図書館岩見文庫蔵）」（『弘前大学国史研究』一三一、二〇一一）。
- (7) 武内恵美子「弘前藩主の楽」（『日本伝統音楽研究』一三、二〇一六）。
- (8) 武内恵美子「藩校における楽の実践―弘前藩校稽古館を例として―」（『徳川社会と日本の近代化』思文閣出版、二〇一五）、同「弘前藩における楽実践」（『近世日本と楽の諸相』京都市立芸術大学日本伝統音楽研究センター、二〇一九）。
- (9) 館山漸之進『平家音楽史』（木村安重、一九一〇）、鈴木元子『平家師曲相伝の家 弘前藩士楠美家の人びと』（北の街社、一九九九）、安田寛・北原かな子「楠美恩三郎と弘前」（『弘前大学教育学部紀要』八一、一九

九九)。

(10) 岸辺成雄・笹森建英『津軽箏曲郁田流の研究 歴史篇』(津軽書房、一九七六)。

(11) 前掲註(10) 岸辺・笹森著書。

(12) 「志記」(弘前図書館所蔵岩見文庫)。

(13) 辻近家「日録」(国立歴史民俗博物館所蔵南都楽人辻家資料) 宝永六年。

(14) 「弘前藩庁日記(江戸)」(弘前図書館所蔵津軽家文書) 宝永六年五月六日条。

(15) 辻近家「日録」 宝永六年五月六日条。

(16) 「弘前藩庁日記(江戸)」 宝永六年七月十九日条。

(17) 「弘前藩庁日記(江戸)」 宝永六年八月廿六日、九月四日・廿五日、十月四日・十七日、廿四日、十一月朔日・七日、宝永七年二月十一日・廿五日、三月五日、四月三日、五月十五日・廿日、六月二日条。

(18) 「弘前藩庁日記(江戸)」 宝永七年七月五日条。

(19) 「弘前藩庁日記(江戸)」 宝永七年四月七日条。信政は同年七月二六日に帰国している(前掲註(4)『弘前市史 藩政編』)。

(20) 「千鳥琵琶記」(弘前市立博物館所蔵)。本琵琶については、『津軽藩の名宝』(弘前市立博物館、一九九五)二二三頁にて平家琵琶として掲出されておられ、『弘前市立博物館資料目録Ⅰ』(弘前市立博物館、一九九五)でも「平家琵琶」とされている。但し、楽琵琶と平家琵琶の基本的な構造は同じであり、相互に転用・改造されることもあった(薦田治子「紀州徳川家伝来の琵琶について」(『国立歴史民俗博物館研究報告』一六六、二〇一一)とされ、判別には注意を要する。なお、「千鳥琵琶記」と同文のものが、菊亭文庫にも蔵されている(専修大学図書館所蔵菊亭文庫六〇五「琵琶讓状」)。

(21) 「澤陽琵琶記」・「綾菅箏記」(弘前市立博物館所蔵)。なお、これら楽器三点は、文化年間には弘前城二之丸宝蔵に収納されていたことが知られる(「二之丸御宝蔵御道具帳」(『青森県史 文化財編 美術工芸』(青森県、二〇一〇))。

(22) 信政が紅葉山楽人を藩邸に招き家臣に習樂させていたことは、信政の事蹟を記した「高照宮御遺鑑」(弘前図書館所蔵)にも記載されている。同書によると、「御自身ハ不被遊候得共、とくと御聴聞被遊被成御座候由」とあり、紅葉山楽人の稽古に際しては信政自身は演奏しなかつたとされている。また、同書には「又の説」として、近衛基熙が出府時に弘前藩邸に参入した際に「御馳走に樂を奏せらるゝ」とあるが、これについては同時代史料に徴するところがなく、今後の検討課題となる。

(23) 「弘前藩庁日記(江戸)」 宝永七年四月廿二日条。

(24) 「弘前藩庁日記(江戸)」 宝永七年六月廿八日条。

(25) 前掲註(4)『弘前市史 藩政編』、「弘前藩庁日記(御国)」 宝永七年十月十八日条。

(26) 寛政年間の弘前藩の雅樂導入については、拙稿「紅葉山楽人考」(『芸能史研究』二二〇、二〇一八)、前掲註(2) 拙稿でも言及した。

(27) 「前田流平曲の卷末の記」(弘前図書館所蔵岩見文庫)。

(28) 「弘前藩庁日記(江戸)」 寛政三年三月十八日条。

(29) 「弘前藩庁日記(江戸)」 寛政三年四月十五日条。

(30) 「弘前藩庁日記(江戸)」 寛政四年五月九日条。

(31) なお、【史料2】には則徳の「弟なるものをして横笛をまなはしめ」とあるが、これについては同時代史料に徴するところがない。前掲註(9) 鈴木著書は、この弟を楠美(のち森山) 弥源太のこととしている。

(32) 『青森県人名大事典』(東奥日報社、一九六九)、『津軽藩旧記伝類』(国書刊行会、一九八二)。

- (33) 「俗談箏話」(前掲註(10) 岸辺・笹森著書所収)。なお、同書掲載の影印により校訂を行った。
- (34) 「封内事実秘苑」(弘前図書館所蔵) 寛政十年七月廿六日条。なお、三谷句仏の「亀之巻」(弘前図書館所蔵) は祐真の上京を寛政九年のこととし、三年間遊学したとする。
- (35) 「封内事実秘苑」寛政十一年六月条。
- (36) 前掲註(10) 岸辺・笹森著書。なお、同書では文政五年(一八二二)に祐真に授与された「箏調子」という書物も紹介されている。筆者はこれらの史料を未見であるが、弘前で受容された雅楽の実態を考える上で、楽譜・楽書の内容面の検討も今後必要となつてこよう。
- (37) 「俗談箏話」。なお、「奏楽御用留」によると和琴は稽古館にも備え付けられていたようである。
- (38) 「御通輦之節奏楽仕度願」(「明治天皇行幸関係文書」)(弘前図書館所蔵岩見文庫) に付されている「奏楽履歴書」(明治一四年)には、稽古館開設時に雅楽を修めた者として、津軽永孚・間山甚五郎・吉崎小源次・山中治左衛門・清野有次郎の名が挙げられている。間山と吉崎小源次については【史料7】に名前が見えるが、他の人物の楽事については未詳である。
- (39) 「学校御用留」寛政九年二月一日条(『新編弘前市史 資料編三(近世二)』)。
- (40) 「弘前藩庁日記(御国)」寛政九年二月二十四日条(「楽人等罷出」とある)。
- (41) 「弘前藩庁日記(御国)」寛政九年二月二十六日条。なお、前掲註(4) 斎藤論文、笹森建英・今井民子「地方に於ける洋楽の普及―明治期の弘前市における唱歌教育」(『弘前大学教育学部教科教育研究紀要』一四、一九九二) 参照。

- (42) 「積奠御儀式」(『新編弘前市史 資料編三(近世二)』)。
- (43) 『日本教育史資料 一』(文部省総務局、一八九〇)。
- (44) 『日本教育史資料 一』。
- (45) 「弘前藩庁日記(御国)」寛政十年二月二十三日条、享和元年八月二十三日条、享和二年八月二十三日条、享和三年八月十五日条、文化元年八月二十一日条等。
- (46) 「弘前藩庁日記(御国)」寛政十二年八月十二日条。
- (47) 「弘前藩庁日記(御国)」天保十四年閏九月五日条。
- (48) 「弘前藩庁日記(御国)」文久二年六月八日条。
- (49) 前掲註(7) 武内論文は安政五年の事例についても藩主による聴聞としているが、あくまで惣司による聴聞であったと理解すべきであろう。なお、同論文二一四頁に掲載されている「図3. 安政5年奏楽聴聞時席次図」は原史料上の記載位置から考えて文久二年時のものとした方が適当である。
- (50) 「奏楽御用留」(弘前図書館所蔵岩見文庫)。
- (51) 前掲註(7) (8) 武内論文。
- (52) 弘前藩の寺社の状況については、『新編弘前市史 通史編三(近世二)』(弘前市企画部企画課、二〇〇三)、田中秀和「近代神社制度の成立過程―津軽地方の神仏分離と神社改正―」(『北奥地域史の研究―北からの視点―』名著出版、一九八八) 等参照。
- (53) 弘前八幡宮古文書(弘前大学附属図書館所蔵)。
- (54) 「奏楽御用留」、『朧月集』・「学問所規則」(『新編弘前市史 資料編三(近世二)』)。
- (55) 前掲註(8) 武内論文。
- (56) 近世前中期における神社奏楽については不明な部分が多いが、津軽信政の時代に妙見堂(大星神社)の舞楽面の修覆がなされ舞楽の上演がな



されたことや（「県内三社の舞楽面」（前掲註（21）『青森県史 文化財編 美術工芸』）、延享元年（一七四四）本行寺で執行された千部供養で児の舞・奏樂があったこと（前掲註（9）鈴木著書）が既に紹介されている。芸態を含め今後解明していく必要がある。

(57) 『弘藩明治一統誌 人名録 全』（青森県立図書館、一九八〇）。

(58) 『弘藩明治一統誌 人名録』（弘前図書館所蔵岩見文庫）。

(59) 「御通輦之節奏奏仕度願」。

(60) この時の奏樂については、『弘前市史 明治・大正・昭和編』（弘前市、一九六四）、『新編弘前市史 通史編四（近・現代一）』（弘前市企画部企画課、二〇〇五）参照。

(61) 「御通輦之節奏奏仕度願」。

(62) 次田元文「岡山藩の楽人と京都について」（『海南史学』四九、高知海南史学会、二〇一一）、八木正一「史料に見る音楽稽古（上）―萩・明倫舎における音楽稽古の成立―」（『季刊音楽教育研究』一九（三）、一九七六）、同「史料に見る音楽稽古（下）―萩・明倫舎における音楽稽古の成立―」（『季刊音楽教育研究』一九（四）、一九七六）。

(63) 前掲註（2）拙稿。

(64) 神徳興甫・山岡ミツキ「寛政二二年の大洲藩雅楽奉納について」（『長浜史談』三七、二〇一三）、拙稿「近世伊予大洲における雅楽文化」（『伊予史談』三九五、二〇一九）。

(65) 「平曲統伝記」（鈴木まどか・笠井百合子・鈴木元子編『平家琵琶にみる伝承と文化―平曲古今譚』『平曲統伝記』『平曲温故集』―大河書房、二〇〇七）。

(66) 「平曲統伝記」。

(67) 前掲註（10）岸辺・笹森著書。

(68) 前掲註（10）岸辺・笹森著書。

(69) 前掲註（10）岸辺・笹森著書。なお、同書によると森与徳は箏曲の他、雅楽も嗜んだらしい（六〇頁）。

(70) 内山嶺月『錦風流尺八本曲伝』（内山武男、一九七二）。

(71) 他に琴・催馬楽・朗詠を推奨する一方、三味線・胡弓は禁すべきものとし、尺八については「アツテモナクテモ宜キ器也」としている。

(72) 前掲註（1）西山著書。  
（やまだ・じゅんぺい 奈良県文化財保存課主任技師）